

山口県報

令和5年
7月11日
(火曜日)

目 次

- 規則
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………一
- 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………二
- 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………二
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子ども家庭課）……………二
- 告示
児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正（子ども家庭課）……………二
- 人委規則
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………三



指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十九号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の厚生労働大臣」を「の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣（指定重度訪問介護の事業の提供に当たる者）にあっては、厚生労働大臣）」に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を「指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

第七十九条第二項中「の厚生労働大臣」を「の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に、「指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」を「指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

第三百三十一条の十五第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に改める。

第三百三十七条第二項中「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又は子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に改め、同条第三項中「の厚生労働大臣」を「の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣（指定重度訪問介護の事業の提供に当たる者）にあっては、厚生労働大臣）」に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を「指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の厚生労働大臣」を「のことも家庭庁長官」に、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」を「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてことも家庭庁長官が定めるもの」に改める。

第六十条第五項中「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」を「ことも家庭庁長官が定める離島その他の地域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十一号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「児童福祉法に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を「児童福祉法に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づきことも家庭庁長官が定める給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「児童福祉施設最低基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基づきことも家庭庁長官が定める給付金」に改める。

第三十条中「（平成二十年厚生労働省告示第四百一十一号）」を「（平成二十九年厚生労働省告示第四百一十七号）」に改める。

第四十二条第二項中「の厚生労働大臣」を「のことも家庭庁長官」に、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」を「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてことも家庭庁長官が定めるもの」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百七号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「（以下「納入義務者」という。）」、「及び同条第五項の規定により納入義務者に対して支払を命ずる額（以下「支払を命ずる額」という。）」及び「一月当たりの支払を命ずる額は、別表第四に定める額とする。」を削る。

別表第一の備考8中「**厚生労働大臣**」を「**内閣府長官**」に改める。
別表第四を削る。



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し、同項及び附則第三項を削る。

附則第四項の前の見出しを削り、同項を附則第二項とし、同項の前の見出しとして「（警察作業手当の特例）」を付し、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四項とし、附則第七項を附則第五項とする。

附則第八項中「附則第六項第三号」を「附則第四項第三号」に改め、同項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和五年七月十一日
発行

発行人

山口県知事